

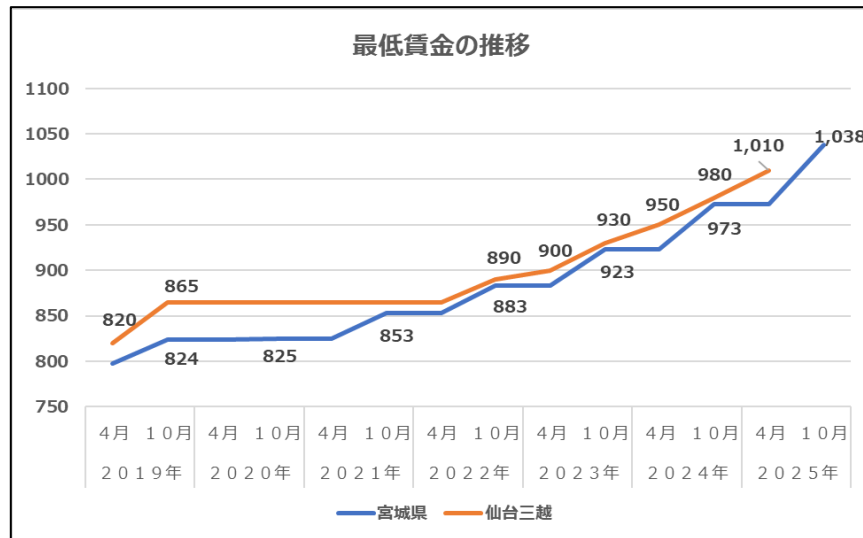
2025年10月地域別最低賃金引き上げに伴う対応について
【審議決定事項】



2025 年 10 月地域別最低賃金引き上げに伴う対応について【審議決定事項】

| | |
|--------|--|
| 対象雇用形態 | フェロー社員、エルダースタッフ P、エルダーフェロー、スペシャリティスタッフ P |
| 目的と内容 | <ul style="list-style-type: none"> 全国的な最低賃金引き上げの動向と同じく、宮城県においても直近は過去最大の引き上げ幅を更新している状況であり、2025年10月には『65円』の引き上げが決まっています この状況を踏まえて、従来通り企業内最低賃金の引き上げとそれらを下回る方への対応をおこなうと、企業内最低賃金を下回る方とそれ以外の方の賃金差が縮まります これらのことから、宮城県の最低賃金を下回る方への対応をおこないながら、それ以外の方への対応もあわせて実施します |
| スケジュール | 2025 年 10 月 1 日～ |

1. 最低賃金引き上げの状況と課題



■ 最低賃金引き上げの状況

- 日本全体における 2025 年度の最低賃金は、過去最大の 63 円引き上げで全国加重平均 1,118 円となり、全 47 都道府県で 1,000 円を超える見込み
- 政府は、『2020 年代に全国平均で最低賃金 1,500 円とする』という目標を掲げており、今回の引き上げは目標達成への一歩である
- 宮城県においても最低賃金は近年上昇を続け、2025 年度は過去最大の引き上げ幅となる『65 円』の引き上げで 1,038 円となることが答申・決定しており、2024 年度の 50 円引き上げをさらに上回っている（発行日 10 月 4 日）
- 仙台三越としては、宮城県の最低賃金の引き上げに伴い、企業内最低賃金を見直す対応をおこなっている状況

■ 課題

- ここ数年、最低賃金の引き上げが加速的に進んでいるがゆえに、最低賃金を下回る対象者のみを引き上げた場合、勤続年数が長い方や評価による昇給を積み上げた方が、新規採用者や勤続年数が短い方と差がなくなり、モチベーションの低下が危惧される

2. 対応の考え方と方向性

| 項目 | 方向性 |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ① 企業内最低賃金の改定 | 宮城県の最低賃金水準を踏まえて『1,045 円』へ引き上げ |
| ② 企業内最低賃金を下回る方の引き上げ対応 | 『1,045 円』へ引き上げ |
| ③ ②以外の時給制社員の賃金引き上げ | 時給制社員全体の賃金差を一定程度維持するため、『一律 5 円』引き上げ |



3. 具体的な対応方法

■企業内最低賃金の改定

- ・ 現行の **1,010 円**から **1,045 円**へ改訂（採用賃金も同様）※改定時期は 2025 年 10 月 1 日

■既存者への対応

| 雇用形態 | 対応方法 |
|--------------------|---|
| フェロー社員 エルダーフェロー | <p>①ベース給を一律 5 円引き上げ（765 円⇒770 円）〔※制度改定〕 ②①で基本給が 1,045 円に満たない方は、調整給にて引き上げ 〔参考：フェロー社員（エルダーフェロー）の賃金構成〕</p> |
| エルダースタッフ P | 基本給を 1,010 円⇒1,045 円 に引き上げ〔※制度改定〕 |
| スペシャリティスタッフ P | 契約年俸額を時給換算し、 1,045 円 となるよう改定 |

4. その他

- ・ 今後も仙台三越としての最低賃金水準については、地域別最低賃金の引き上げ状況を鑑みながら設定・対応をおこないます
- ・ 既存者への対応についても、最低賃金を下回る方への対応はもちろんのこと、時給制社員全体の賃金差を極力維持するよう対応の検討を継続しておこないます

5. 今後のスケジュール

| 日程 | 内容 |
|-------------|---------------------|
| 9 月 12 日 | 支部執行委員会 |
| 9 月 19 日 | 本部執行委員会 |
| 9 月 23 日 | 支部評議員会 |
| 9 月 24-25 日 | 限定メンバーズ VOICE（動画配信） |
| 10 月 1 日～ | 制度改定 |

